

『下鴨社家日記』にみる賀茂伝奏と下鴨社惣代

—延宝期を中心に—

岸 本 香 織

はじめに

京都女子大学図書館所蔵『下鴨社家日記』（以下、「田中家日記」

と称す。）は延宝六年（一六七八）から明治二十九年（一八九六）にかけて、全二百十八冊に及ぶ。この内の約六割に当る、慶応四年（一八六八）までの百三十七冊が江戸時代のものである。^①

ここでは、その中でも特に賀茂伝奏の活動が頻繁に見られると思われる延宝六年・同七年（一六七八・七九）の日記を軸として、この間における賀茂伝奏の動向に迫りたい。

両年の賀茂伝奏に関する記事は繁雑としているが、この時期、日記に伝奏の名が比較的多く見られる理由として先ずあげられるのは、延宝七年に賀茂社遷宮が行われている事である。またこれに加え、延宝六年六月には東福門院和子が薨去したため、これらに閲する朝廷と賀茂両社間での伝達の必要が多く発生したという事情がある。

この両年の『田中家日記』と同時期の日記として下鴨社正祝、鴨脚春光の「春光日次」・「造営記」が伝来している。両者を比較すると、賀茂伝奏関係記事を含む割合は、やはり後者の方が明らかに多く、特

に造営遷宮についてのやりとりは詳しく述べてある。これは、鴨脚春光が當時下鴨社正祝であつたため、田中家に比べて、伝奏と直接関わる事が多かつたからと思われる。

これに対し、『田中家日記』にも、鴨脚家の日記とは別の視点での賀茂伝奏との関わりが描かれている。田中家は、日記を残した伊連から周義まで、幾度も「惣代」を務めており、その「惣代」としての立場で、伝奏と関わっている事が、『田中家日記』を通してうかがえる。祢宜と祝の関係については、伝奏からの呼び出しを祢宜・祝の両者がそろって受けている事、共に三位にまでなる事等から考えると、下鴨社において少なくとも対外的には祢宜と祝とが並列して扱われてゐる様である。しかし、祢宜・祝のみでなく、伝奏交替等に際しては、惣代も彼らとほぼ同等の役割を果してゐる場合があり、惣代が祢宜・祝と並ぶ立場にあつた可能性もある。

以上の点をふまえ、次に『田中家日記』及び鴨脚家の日記を手掛りに、賀茂伝奏の動向を見ていきたい。

表1 近世賀茂伝奏補任表

名前	就任年月日	辞任年月日	就任時官職	辞任時官職	年齢	天皇
葉室頼業	承応4年(1665)2月6日	寛文8年(1668)5月23日	権中納言、正三位	散位、前権大納言、正二位	41~54	後西~靈元
中御門資熙	寛文8年(1668)6月10日	寛文8年(1668)7月17日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	34	靈元
葉室頼孝	(不明)	寛文11年(1671)8月30日		権中納言、從三位	~28	靈元
中御門資熙	寛文11年(1671)10月23日	寛文12年(1672)8月19日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	37~38	靈元
葉室頼孝	(不明)	延宝2年(1674)12月4日		権中納言、正三位	~31	靈元
柳原資行	延宝2年(1674)12月日	(不明)	散位、前権大納言、正二位		55~	靈元
万里小路雅房	延宝3年(1675)11月27日	延宝5年(1677)5月27日	権大納言、正三位	権大納言、正三位	42~44	靈元
鳥丸光雄	延宝5年(1677)5月27日	延宝6年(1678)8月7日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	31~32	靈元
甘露寺方長	延宝6年(1678)8月8日	延宝8年(1680)月日	権中納言、正三位、民部卿	権中納言、正三位、民部卿	31~33	靈元
小倉実起	延宝8年(1680)月日	(不明。延宝9年12月22日解官、遠流佐渡嶋)	権大納言、正二位		59~	靈元
鷺尾隆尹	延宝9年(1681)2月17日	天和2年(1682)2月10日	権中納言、從二位	権中納言、從二位	37~38	靈元
日野資茂	天和2年(1682)2月10日	天和2年(1682)9月19日	権中納言、從二位	権中納言、從二位	33	靈元
清閑寺熙房	天和2年(1682)9月22日	天和3年(1683)9月16日	権大納言、正二位	散位、前権大納言、正二位	50~51	靈元
万里小路淳房	天和3年(1683)月日	天和4年(1684)正月21日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	32~33	靈元
日野資茂	天和4年(1684)正月23日	貞享2年(1685)5月15日	権中納言、從二位	権中納言、從二位	35~36	靈元
鳥丸光雄	貞享2年(1688)5月18日力	元禄元年(1688)12月26日	権大納言、從二位	権大納言、從二位	39~42	靈元~東山
中御門資熙	元禄元年(1688)12月26日	元禄6年(1693)12月26日力	権大納言、正二位	権大納言、正二位	54~59	東山
清閑寺熙定	元禄6年(1693)12月26日	元禄8年(1695)5月29日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	32~34	東山
葉室頼重	元禄8年(1695)5月29日	元禄9年(1696)6月17日	権中納言、從三位	権中納言、正三位	27~28	東山
清閑寺熙定	元禄9年(1696)6月17日	元禄11年(1698)12月12日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	35~37	東山
中山篤親	元禄11年(1698)12月12日	元禄16年(1703)2月3日	権大納言、從二位	権大納言、從二位	43~48	東山
平松時方	元禄16年(1703)2月6日	宝永元年(1704)4月24日	権中納言、從二位	権中納言、從二位	53~54	東山

『下鳴社家日記』にみる賀茂伝奏と下鳴社惣代

名前	就任年月日	辞任年月日	就任時官職	辞任時官職	年齢	天皇
油小路隆真	宝永元年(1704) 4月25日	宝永元年(1704) 9月15日	権大納言、従二位	権大納言、従二位	45	東山
飛鳥井雅豊	宝永元年(1704) 9月16日	宝永2年(1705) 2月1日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	41~42	東山
坊城俊清	宝永2年(1705) 2月1日	正徳3年(1713) 5月11日	権中納言、正三位	権大納言、従二位	39~47	東山~中御門
鷲尾隆長	正徳3年(1713) 5月12日	享保元年(1716) 6月27日	権中納言、従二位	権大納言、従二位	42~45	中御門
日野輝光	享保元年(1716) 6月27日	享保2年(1717) 正月4日	権大納言、従二位	権大納言、従二位	47~48	中御門
鷲尾隆長	享保2年(1717) 正月11日	享保2年(1717) 2月27日	権大納言、従二位	権大納言、従二位	46	中御門
万里小路尚房	享保2年(1717) 2月27日	享保4年(1719) 正月5日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	36~38	中御門
園基香	享保4年(1719) 正月6日	享保4年(1719) 2月11日	権中納言、従三位	権中納言、従三位	29	中御門
万里小路尚房	享保4年(1719) 2月11日	享保9年(1724) 5月12日	権中納言、正三位	権大納言、従二位	38~43	中御門
油小路隆典	享保9年(1724) 5月14日	享保11年(1726) 3月18日	権中納言、従二位、左衛門督	権中納言、従二位、左衛門督	41~43	中御門
清閑寺治房	享保11年(1726) 3月18日	享保14年(1729) 10月21日	権中納言、正三位	権大納言、従二位	37~40	中御門
日野資時	享保14年(1729) 10月21日	享保18年(1733) 5月7日	権大納言、正三位	散位、前権大納言、従二位	40~44	中御門
坊城俊将	享保18年(1733) 5月7日	元文2年(1737) 8月18日	権中納言、従三位	権中納言、正三位	35~39	中御門~桜町
今城定種	元文2年(1737) 8月18日	元文5年(1740) 閏7月30日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	42~45	桜町
柳原光綱	元文5年(1740) 閏7月30日	寛保元年(1741) 8月29日	権中納言、従三位、左兵衛督	権中納言、正三位、左兵衛督	30~31	桜町
広橋兼胤	寛保元年(1741) 8月29日	寛保3年(1743) 3月9日	権中納言、正三位	権中納言、正三位、太宰權帥	27~29	桜町
中山宗親	寛保3年(1743) 3月10日	延享2年(1745) 8月4日	権中納言、従二位、左衛門督	権大納言、従二位	35~37	桜町
万里小路稙房	延享2年(1745) 8月4日	延享4年(1747) 9月24日	権大納言、従二位	権大納言、従二位	41~43	桜町~桃園
清閑寺秀定	延享4年(1747) 9月24日	寛延2年(1749) 11月12日	権大納言、従二位	権大納言、従二位	39~41	桃園
葉室頼要	寛延2年(1749) 11月12日	寛延3年(1750) 正月5日	権中納言、従三位	権中納言、従三位	35~36	桃園
姉小路公文	寛延3年(1750) 正月5日	寛延3年(1750) 2月14日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	38	桃園
勸修寺顕道	寛延3年(1750) 2月14日	寛延3年(1750) 4月24日	権中納言、正三位、左兵衛督	権中納言、正三位、左兵衛督	34	桃園

名 前	就任年月日	辞任年月日	就任時官職	辞任時官職	年齢	天皇
葉室頼要	寛延3年(1750)4月24日	宝暦元年(1751)12月5日	権中納言、従三位	権中納言、正三位	36~37	桃園
烏丸光胤	宝暦元年(1751)12月5日	宝暦3年(1753)4月15日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	31~33	桃園
圓基衡	宝暦3年(1753)4月15日	宝暦4年(1754)11月19日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	33~34	桃園
葉室頼要	宝暦4年(1754)11月19日	宝暦5年(1755)12月27日	権中納言、正三位、左衛門督、使別當	権大納言、正三位	40~41	桃園
正親町実連	宝暦5年(1755)12月27日	宝暦6年(1756)6月20日	権中納言、正三位	権大納言、正三位	36~37	桃園
鷺尾隆熙	宝暦6年(1756)6月20日	宝暦6年(1756)8月29日	権中納言、従二位	権中納言、従二位	44	桃園
坊城俊逸	宝暦6年(1756)8月29日	宝暦8年(1758)7月24日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	30~32	桃園
鷺尾隆熙	宝暦8年(1758)7月25日	宝暦9年(1759)8月30日	権中納言、従二位	権大納言、従二位	46~47	桃園
油小路隆前	宝暦9年(1759)8月30日	明和4年(1767)3月26日	権中納言、正三位、左衛門督、使別當	権大納言、従二位	30~38	桃園~後桜町
日野資枝	明和4年(1767)3月26日	明和4年(1767)12月19日	権中納言、従三位	権中納言、従三位	31	後桜町
柳筍隆望	明和4年(1767)12月19日	明和9年(1772)10月17日	権中納言、従三位	権中納言、従二位	43~48	後桜町~後桃園
正親町公明	明和9年(1772)10月17日	安永2年(1773)11月13日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	29~30	後桃園
橋本実理	安永2年(1773)11月13日	安永5年(1776)8月25日	権中納言、正三位	権中納言、正二位	48~51	後桃園
柳筍隆望	安永5年(1776)10月16日	安永6年(1777)9月14日	権大納言、正二位	権大納言、正二位	52~53	後桃園
広橋伊光	安永6年(1777)9月14日	天明元年(1781)8月8日	権大納言、正二位	権大納言、正二位	33~37	後桃園~光格
下冷泉為栄	天明元年(1781)8月14日	天明2年(1782)正月25日	権中納言、正二位	散位、前権中納言、正二位	44~45	光格
下冷泉為栄	天明2年(1782)2月2日	天明2年(1782)9月3日	散位、前権中納言、正二位	散位、前権中納言、正二位	45	光格
鷺尾隆建	天明2年(1782)9月4日	天明2年(1782)11月19日	権中納言、従二位	権中納言、従二位	42	光格
烏丸光祖	天明2年(1782)11月24日	天明3年(1783)10月12日	権中納言、従二位	権中納言、従二位	37~38	光格
鷺尾隆建	天明3年(1783)10月12日	寛政元年(1789)正月28日	権中納言、従二位	権大納言、正二位	43~49	光格
日野資矩	寛政元年(1789)正月28日	寛政2年(1790)正月14日	権中納言、正二位	権中納言、正二位	34~35	光格

『下鴨社家日記』にみる賀茂伝奏と下鴨社惣代

名前	就任年月日	辞任年月日	就任時官職	辞任時官職	年齢	天皇
中山忠尹	寛政2年(1790)正月15日	寛政6年(1794)9月6日	権中納言、正二位、左衛門督、使別当	権大納言、正二位	35~39	光格
中山忠尹	寛政6年(1794)9月10日	寛政8年(1796)7月3日	権大納言、正二位	権大納言、正二位	39~41	光格
坊城俊親	寛政8年(1796)7月7日	寛政11年(1799)9月13日	権中納言、従二位、按察使	権大納言、従二位	40~43	光格
広橋胤定	寛政11年(1799)9月13日	享和2年(1802)8月13日	権中納言、正三位	権中納言、従二位、左衛門督、使別当	30~33	光格
清閑寺昶定	享和2年(1802)8月13日	享和3年(1803)6月18日	権大納言、正二位	権大納言、正二位	41~42	光格
広橋胤定	享和3年(1803)6月18日	文化元年(1804)7月6日	権中納言、従二位、左衛門督	権大納言、従二位、院執權	34~35	光格
正親町実光	文化元年(1804)7月8日	文化2年(1805)正月13日	権中納言、従二位、院別当	権中納言、従二位、院別当	28~29	光格
柳原均光	文化2年(1805)正月15日	文化2年(1805)9月16日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	34	光格
正親町実光	文化2年(1805)9月17日	文化3年(1806)6月16日	権中納言、従二位、院別当	権中納言、従二位、院別当、大歌所別當	29~30	光格
滋野井公敬	文化3年(1806)6月17日	文化6年(1809)11月13日	権中納言、従三位	権中納言、従二位	39~42	光格
広橋胤定	文化6年(1809)11月13日	文化8年(1811)4月28日	権大納言、正二位、院執權、脩道親王家別當	権大納言、正二位、院執權	40~42	光格
烏丸資薫	文化8年(1811)4月30日	文化9年(1812)7月10日	権中納言、従二位	権中納言、従二位	40~41	光格
広橋胤定	文化9年(1812)7月13日	文化10年(1813)4月26日	権大納言、正二位、院執權	権大納言、正二位、院執權	43~44	光格
甘露寺國長	文化10年(1813)4月28日	文化11年(1814)12月30日	権中納言、従二位	権大納言、正二位	43~44	光格
日野資愛	文化11年(1814)12月30日	文化12年(1815)3月23日	権中納言、正三位、右衛門督、使別當	権中納言、正三位	35~36	光格
庭田重能	文化12年(1815)3月23日	文化13年(1816)3月7日	権中納言、従二位	権中納言、従二位	34~35	光格
万里小路建房	文化13年(1816)3月7日	文政4年(1821)8月11日	権中納言、従三位	権中納言、従二位、右衛門督、使別當	37~42	光格~仁孝
鷲尾隆純	文政4年(1821)10月3日	文政5年(1822)10月25日	権大納言、従二位	権大納言、従二位	47~48	仁孝

名前	就任年月日	辞任年月日	就任時官職	辞任時官職	年齢	天皇
万里小路建房	文政5年(1822)10月25日	文政8年(1825)11月16日	権中納言、正二位、右衛門督、使別当	権大納言、正二位、按察使	43~46	仁孝
今城定成	文政8年(1825)11月18日	文政11年(1828)6月10日	権中納言、正三位	権中納言、正三位	52~55	仁孝
清水谷実揖	文政11年(1826)6月1日	天保13年(1842)9月4日	権中納言、従二位	権大納言、正二位、大歌所別當	47~61	仁孝
広橋光成	天保13年(1842)9月6日	弘化3年(1846)正月16日	権中納言、正二位	権大納言、正二位	46~50	仁孝
橋本実久	弘化3年(1846)正月18日	安政4年(1857)正月28日	権中納言、正二位	散位、前権大納言、正二位	57~68	仁孝~孝明
中山忠能	安政4年(1857)正月29日	安政4年(1857)5月24日	権大納言、正二位	権大納言、正二位	49	孝明
中山忠能	安政4年(1857)5月25日	安政5年(1858)9月9日	権大納言、正二位	権大納言、正二位	49~50	孝明
坊城俊克	安政5年(1858)9月10日	安政6年(1859)2月17日	権中納言、正二位	権中納言、正二位	57~58	孝明
甘露寺愛長	安政6年(1859)2月17日	安政6年(1859)7月6日	権中納言、正二位	権中納言、正二位	53	孝明
正親町実徳	安政6年(1859)7月7日	文久2年(1862)閏8月15日	権大納言、正二位、大歌所別當	権大納言、正二位、大歌所別當	40~49	孝明
正親町実徳	文久2年(1862)閏8月17日	元治元年(1864)8月9日	権大納言、正二位、大歌所別當	権大納言、正二位、大歌所別當	49~51	孝明
柳原光愛	(不明)	慶応元年(1865)6月11日		権中納言、正二位	~48	孝明
六條有容	慶応元年(1865)6月11日	慶応2年(1866)12月22日	権中納言、正二位	権中納言、正二位	52~53	孝明
六條有容	慶応2年(1866)12月24日	慶応3年(1867)4月17日	権中納言、正二位	権中納言、正二位	53~54	孝明~明治
橋本実麗	慶応3年(1867)4月17日	慶応4年(1868)正月17日	権中納言、従二位	権大納言、正二位	59~60	明治
中院通富	慶応4年(1868)正月17日		権中納言、正二位		46~	明治

〔典拠〕『公卿補任』より構成。

一 近世における賀茂伝奏の概要

先ず、近世の賀茂伝奏に関して、大まかに見ておこうと思うが、今回は『田中家日記』が残存する時期を中心に、賀茂奏事始等の神事再興の動きと共に『公卿補任』によって賀茂伝奏が恒常的に確認できる、靈元天皇以降について特に見ていただきたい。

近世において、賀茂両社は伊勢神宮・春日社等と並んで、伝奏となる家が固定していない。『公卿補任』から賀茂伝奏を拾ってみても、多様な顔ぶれを見ることができる。靈元天皇期以降に賀茂伝奏に任せられているのは、一般的に大納言・中納言の公卿で、在任期間は一年前後が多い。しかし、一ヶ月余り、或いは逆に十年以上の者もみられ、再任される場合も少なくなく、特に賀茂伝奏補任に関する慣習は定まっていないと考えられる。(表1を参照)

二 造営遷宮関係

両年において賀茂伝奏の活動が最も著しいのは、延宝七年の賀茂両社遷宮についてである。

先ず史料の性格をまとめてみると、延宝七年の「春光日次三」・「造営記」は「春光日次二」と同内容であり、「春光日次二」よりの抄出かと思われる。すなわち、この間の記録としては「鴨社延宝造宮日記」・「鴨社延宝造宮遷宮日記」・「春光日次三」・「造営記」の様に造営遷宮関係の記事のみを集めたものも伝来する。

伝奏の登場する部分を見ると、延宝六年については、「田中伊連日記」の内容は「春光日次一」にも含まれている。また延宝七年「鴨社

延宝造宮日記」・「鴨社延宝造宮遷宮日記」に記されている内容については全て「春光日次二」・「春光日次三」や「造営記」にも見る事ができる。従って、伝奏との詳細なやりとりは、やはり「春光日次一」・

「春光日次二」に詳しい。

伝奏は「祝・祢宜、伝そかんろ寺様へ参、神之義被仰上、柱立棟上宣旨被下候様ニと申被入候へハ」(鴨社延宝造宮遷宮日記)二月五日条)や「昼之七つ勅使(後方)小川坊城弁殿・天そ看露寺中納言殿・唐橋殿(外記)〔會慈〕・げき・くわんむ其之外役人(内覽)ないらに御出被成」(同日記九月十七日条)という様に陣之義等に関する連絡や遷宮神事への参列等の際に登場し、朝廷と賀茂両社との間を取次ぐという賀茂伝奏の典型的働きを追う事ができる。また、その際に下鴨社の代表として伝奏との涉外に当たっているのは祢宜・祝である。

三 検地関係

延宝検地に関する一連の経緯の中で、「伝奏」が登場するのは、「田中伊連日記」の延宝六年二月十三日条一ヶ所のみである。そこには次のように記されている。

史料一 右御検地ノ上相談ノ上、寄会仕居候へハ、越前様。
(京都西町奉行鷹勢類志(中井正知カ))
 日向殿・主水兩三人御けん分ニ御出被成候故、社中残す龍出候、即志摩(法庭斯若)・さかミ兩人(鷹勢光富)そ様へ其段申被上候

この様な下鴨社の反発が当然予想されるものであったらう事は、見分に際し、京都における幕府の代表とも言うべき所司代や町奉行が現地へ赴くという異例ともいえる事態を考えると想像に難くない。

所司代・町奉行が検地の見分を行った事に対し、伝奏に訴えている

窓の、おそらく賀茂社領がその成立から朝廷と関わりを持つてゐるた
めと思われる。^⑤

史

四 女院薨去関係

延宝六年の東福門院和子薨去に關し、「田中伊連日記」、「春光日次」共にはぼ同内容であるので、概略のみをまとめる。

○六月十四日 伝奏烏丸光雄より、東福門院不例に付、靈元天皇より御祈之義が仰出されたとの報がある。

○同十五日 伝奏より、東福門院薨去に付、御祈之義停止の報。

○同十六日～二十日 伝奏より、諒闇のための倚廬之竹の寸法・員數を問われ、社中で吟味するが不明。伝奏から申渡された寸法・員數で竹・猫搔・ひょうそうちかづらを用意。但し、猫搔の用意には手間がかかる旨を伝奏に申ししたところ、猫搔・ひょうそうちかづら（「春光日次」では猫搔のみ）は上賀茂社の用意となつた。

加えて「春光日次」では、触穢諒闇に際して「月次之神事」等は如何するかを伝奏に尋ねたり（六月二十七日条）、伝奏から触穢明けの連絡（七月二十七日条）を受けたり、諒闇中の造営に関する先例の有無を尋ねられたり（七月二十七日・八月十九日条等）している。ここに見られる賀茂伝奏を介しての朝廷との交渉も、その典型的働きである。

両日記の六月十五日条を比較すると、「春光日次」は「今日ハツ時分ニ女院御所様崩御被成候、今晚伝奏烏丸_{中納言}_姓殿ヨリ女院御所様薨御ニ付、御祈之義_停止」と伝奏より直接知らせを受けている。これに対し、「田中伊連日記」では「女院様御かくれ被成候故、方事事

やめ申候」と社中においての情報として記され、両者の立場の違いを知ることができる。

また、上皇・女院等崩御の記事は、『田中家日記』中、他にも何ヶ所かあるが、主に祈禱や鳴物停止の事についてであり、この諒闇に際しての倚廬之竹等調達に関する記載は、管見の限り、ここだけである。当時、社中で倚廬之竹の寸法・員数が不明であった事等から、それを書き残したものとも思われるが、「田中伊連日記」に關し、その中心を占めている内容が造営遷宮関係である事を考へるならば、諒闇にあたり、造営がどうなるかという流れでの記載と見るのが妥当であろう。しかし、『田中家日記』の中に含まれる「売竹売木勘定并社内払方覚帳」等から、田中家は林家と共に、神殿守として森林・藪に関する差配を行つていた事がうかがえる。従つて、田中家が倚廬之竹を用意する役にあつた関係での記載と考へる事も可能であろう。

五 月次卷数関係

「月次卷数」とは月毎に神前で奏上した中臣祓の度数を記したものであり、その性格上、祝である鵠脚春光の日記にのみ見られる。

基本的には毎月月末に、禁裏（靈元天皇）・新院（後西上皇）・本院（明正上皇）・女院（東福門院、但し薨去まで）と並んで、賀茂伝奏にも月次卷数が上げられている。

この内、延宝六年正月十四日に関して見てみると、禁裏・新院・本院に卷数が上げられると同時に、伝奏へも鳥目百疋^⑥と卷数が上げられている。その際、伝奏へ惣代として参つたのが田中伊連であつた。『田中伊連日記』の中で、賀茂伝奏に関する情報としてではなく、伊

連と伝奏との直接的な関わりを示すのは、ここだけである。伊連は惣代として、卷数と共に年始の祝儀を伝奏に進上しているが、他の月と異なり、この時のみ惣代が伝奏のもとに参っているのは祝儀の進上に関わるためと考えられる。この点に関しては、後に詳しく触れる。

六 位階昇叙関係

正月に恒例の除目がある事から、必然的に加級に關しては、年末から新年にかけての事となる。

例えば、「春光日次二」を見てみる。

史料二 延宝七年十二月十五日条

今日伝 方長 奏甘露寺中納言殿へ参ル、内々申上候上階之義、御寄合御座候ハ、御披露被遊被下候様ニト申参ル、山田内匠使被成心得候ト被仰候

史料三 同十六日条

伝 方長 奏甘露寺中納言殿御内山田内匠方鴨脚修理正四位下被申上候、社中別義無之候ハ、右斗之通書付可上申旨申来候、社務・祝方書付略ハ之書付ニ而参ル、此方書付略返事書付

史料四 同十八日条

伝 奏甘露寺中納言殿御内山田内匠書状略状参ル

此状修理へ見セ遣ス、礼ニ被參候

史料五 同十九日条

修理昨日礼ニ伝奏甘露寺中納言ど方長のへ為礼鳥目百疋、御内内匠書付略ハ

鳥目武十疋遣候

史料六 同二十八日条

修理正四位下御勅許之口宣、昨日出申ニ付、上卿・職事礼ニ被參候、上卿甘露寺中納言殿鳥目廿疋、職事小川坊城弁殿鳥目三十疋進上

これらの記事を通覧してみると、ある事に気がつく。二十八日に口宣が出された事に対し、上卿と職事にそれぞれ鳥目二十疋・三十疋の礼錢が進上されている点に注意したい。この礼錢額だが、上賀茂社に関する諸記録を抄録した『賀茂事始雜事錄』には、位階昇叙の口宣案が出た場合には、職事へ三百文、上卿へ二百文進上と定めた記事（清今日記延宝九年十二月二十七日条）があり、ここでの金額はこの記事にぴたりと一致する。

少し長くなるが、「春光日次一」についても見ておくと、

史料七 延宝六年十二月八日条

伝奏甘露寺中納言殿方長社中ニ位階申人御座候ニ付、御尋被成度事御座候間、明日社務・祝ニ可參之由ヲ雜掌書付略状參候

史料八 同九日条

伝奏甘露寺中納言殿へ社務・祝參候得ハ、中納言殿ハ御所勞氣ニ而無対面、山田内匠使ニ而、公文・宮内・大膳・織部南大路在長元・宮川秀元・河崎長美部位階申上候、別義無之候ハ、手形可仕由ニ候、畏申ト申候、（以下略）

史料九 同十日条

昨日之伝奏へ之書付上申候

史料十 同二十日条

今日伝奏甘露寺中納言殿雜掌る状參ル、書様之覚内々被申候、在長・秀元等從四位下、長実從五位下等之事、昨日

勅許御座候、右之段可被相伝候、此等之趣可申入旨、中納言殿仰所候也、恐惶謹言

十二月廿日

表書ニ

梨木三位様

鴨脚讚岐様

如此申來候故留置候、本紙ハ三位所ニ有リ

右之趣、宮内少・大膳へ申渡候ヘハ、伝奏甘露寺中納言へ礼ニ被參候、大膳申被來候礼ニ金壱歩貳ツ三人トシテ進上、雜掌へ鳥目三十疋候

史料十一 同二十七日条

今日伝奏甘露寺中納言殿御内山田内匠助状來ル、

先日勅許三人口宣案相調來候、今明日之内頂戴御義可有之様、可被相伝候、為其如此御座候、恐惶謹言

十二月廿七日

表書ニ

梨木三位様

鴨脚讚岐様

如此書來候、右之通三人衆へ申渡候、則被參候而、口宣頂戴仕候

而、職事へ礼ニ鳥目百疋三人トシテ持參由、大膳被參被申候

ここでは職事への礼として、三人で鳥目百疋となっているが、これ

は一人三百文ニ三十疋の計算で九十疋のところを切上げた額と考えられる。

さらに、「春光日次一」及び「春光日次二」の正月を見ると次のような記事がある。

史料十二 延宝六年正月十二日条

伝奏礼錢五百文、公文・宮_(南大路在長)内遣之

史料十三 延宝七年正月十一日条

伝奏へ礼錢五十疋、公文・宮_(南大路在長)内へ渡ス

山田内匠

これもまた『賀茂事始雜事錄』の位階昇叙の勅許を得た時には、伝奏へ五百文、奉行へ二百文と定めた記事（清今日記延宝九年十二月二十七日条）に一致する。この時の礼錢が勅許を得た事に対するものであるとは明記されていないが、時期・金額の双方から見て、そのような意味合いを持つものである蓋然性が高い。

賀茂奏事始再興は天和二年（一六八二）、これよりわずか数年後であり、この時期に社中寄合によつて規定した事は、賀茂奏事始再興に当たつての準備とも言える。つまり、再興に際し、奏事始中断よりの慣例事項が改めて確認されたのである。

また、もう少し時代が下つた賀茂奏事始再興後では、賀茂奏事始に關し、普通は「今日賀茂奏事始」の様に一行で済まされている事が多いのだが、「田中兼頼日記三」宝曆二年（一七五二）正月十一日条には次のようにある。

一、壱貫四百文

右ハ此度奏事始兼重五位加級申上、明日十二日奏事始ニ

付、礼錢相定通調之

同じく十二日条。

一、賀茂奏事始辰刻兼重罷出當番
林 宜 首尾能 勅許

先に確認した規定によれば、位階昇叙の勅許を得た際には伝奏五百文、奉行二百文、及び口宣案が出た際に職事へ三百文、上卿へ一百文が進上され、この合計が一貫二百文となっている。ここで札錢が一貫四百文となっているのは、伝奏雜掌への鳥目二十疋＝二百文が含まれているからであろう。^⑩

この金額を見ると、他に比べて伝奏の取分が多く、伝奏が上卿を兼ねる場合もあり、そうなると伝奏の取分は札錢金額の半分を占める事になる。それは決して賀茂奏事始再興のためだけではないが、そいつた時のためにも、朝廷との間を取り持つ賀茂伝奏の存在が常日頃から重要視されていた事がうかがえる。

七 伝奏交替関係

『公卿補任』によると延宝六年八月七日に鳥丸光雄が賀茂伝奏を辞し、同八日に甘露寺方長が賀茂伝奏となっている。これに関し「春光日次一」には

史料十四 延宝六年八月十日条

今日甘露寺中納言殿ヨリ伝奏御受被成候由申来ル、則社務・祝・
公文・宮内御礼ニ參ル、一社中ヨリ為御祝義鳥目百疋進上仕ル、
御対面有リ

また「田中伊連日記」には

史料十五 延宝六年八月十二日条

八月十二日タ勘良寺殿てんそ渡り候

と見られる。この伝奏交替の記事については、その他の時期と少し比較しておきたい。伝奏交替の記事がうかがえる「田中家日記」は巻末表2の通りである。

記載の仕方は、前任者辞退記事があり、その後日に後任者決定記事が見られる場合と、それらが同日に記されている場合とがあるが、基本的に大きな変化は無い。例えば、「田中頼郷日記四」から天明二年（一七八二）二月の伝奏交替を見てみると次のようにある。

天明二年正月二十六日条

伝 奏冷泉中納言殿御辭退被仰出候旨ニ而、左之通相触來也
旨、御奉行被仰渡候ニ付、御知らせ申入候也

口状

当社伝 奏冷泉前中納言殿御辭退、右御替之義者追而可被仰出

旨、御奉行被仰渡候ニ付、御知らせ申入候也

正月二十六日

役者

社司中
氏人中

同二月二日条

伝奏如元冷泉前新中納言殿へ被仰出候旨、触來也

口狀

当社伝奏如元冷泉前中納言殿へ被仰出候旨、從御奉行被仰渡

候ニ付、為御知らせ申入候、以上

二月二日

社司中
氏人中

役者

正月二十六日に賀茂伝奏辞任の知らせが届き、次いで二月二日、こ

窓の時は伝奏を辞退した下冷泉為栄の再任となつてゐる。

また、「田中頼郷日記七」天明三年の伝奏交替では

天明三年十月十三日条

伝奏烏丸中納言殿昨夜御辞退、御替鷺尾中納言殿へ被仰出候段、
御奉行坊城弁殿より被仰渡旨、相触来也

とのみある。

これらの記事からは、先ず天明二年二月の場合では口状が写されてゐる点、さらに伝奏交替の報は天明二・三年共通して賀茂奉行によつてもたらされている点が指摘できる。

口状に関し、天明二年二月の様に口状が写されている例（辞任・就任のどちらか一方のみの場合も含む）は五例ある。各口状に形式・内容等の違いはほとんど無い。差出については「役者」と「両職」の二通りが見られるが、「役者」は下鴨社及び攝社・末社の祢宜・祝を指すので、この場合下鴨社祢宜・祝の事であり、また「両職」は下鴨社祢宜・祝をまとめて指すため、両者に違いはなく、全てのケースにおいて、伝奏交替に関する口状の発給主体者は祢宜・祝であるという事ができる。

賀茂奉行が伝奏交替の知らせを行つてゐる点については、その伝達ルートを追つてみたい。
通常であれば

朝廷→伝奏→祢宜・祝→社司・氏人

という伝達がなされており、造営遷宮・女院薨去・位階昇叙等は全てこの流れである。一方、伝奏交替の報はこれらとは異なり、次の通りに伝達されている事になる。

朝廷→奉行→祢宜・祝→社司・氏人

ところが、「田中頼郷日記四」に次のような史料もある。

天明二年十一月二十四日条

申之刻過御奉行万里小路弁殿より惣代依召予寵越之処、伝奏鷺尾中納言殿御替烏丸中納言殿江被仰出候旨、被申渡ニ付、畏退帰

県之上、御祝為祢宜俊春卿令同道烏丸中納言亭へ参、（以下略）

「奉行→祢宜・祝」の部分に対し、「奉行→惣代」という流れが明記されているのである。従つて、口状の差出では「奉行→祢宜・祝」とあるが、実質的には「奉行→惣代→祢宜・祝」或いは「奉行→惣代・祢宜・祝」のような伝達ルートも想定するべきであろう。^⑫

また、伝奏交替に際しての惣代の活動としては、新伝奏宅へ就任の御祝に參上している例が三例見られる。

「田中頼郷日記十八」寛政元年（一七八九）伝奏交替時の該当部分を採り上げてみると

寛政元年四月二十八日条

右伝奏御替悦、祢宜祐喜卿・惣代長篠 日野中納言亭へ参上、取次を以御悦申上、如例青銅百疋進上也

とある。例の如くとあるように、伝奏就任の御祝には青銅百疋献上が慣例であったのだろう。御祝に參上する人物は、ここでは祢宜と惣代であるが、「田中頼郷日記七」では「祝秀長卿・惣代予寵越也」とあ

るので、祢宜又は祝と惣代という組合わせである事がわかる。これは伝奏交替に限った事ではなく、賀茂奉行の交替でも同様である。^⑬

先の伝達過程では、実質上の伝達は惣代が行つて、ようとも、形式上はあくまでも祢宜・祝が下鴨社の代表として賀茂奉行からの報告を

受け、社司・氏人に公布している。この惣代と祢宜・祝の関係は、朝廷における藏人と上卿の関係にもたとえる事ができよう。

これに対し、新任伝奏への祝儀進上に当たっては、惣代は事実上、神社の代表として祢宜・祝と並ぶ行動をとっていると言える。先に、惣代として田中伊連が、正月に巻数と祝儀を伝奏に進上するという内容に触れたが、これらを考え合わせると、祝儀を進上する様な場合においては、惣代も祢宜や祝と同様の働きをしているといえる。

即断は許されないが、少なくとも賀茂伝奏への祝儀進上等金錢に関する事柄については、惣代は単に氏人の代表であるのみならず、祢宜・祝と並立する下鴨社代表として、その権限・責任を同等に有する立場にあつたと考えられるのではなかろうか。

おわりに

以上、延宝六・七年の『田中家日記』を中心に、祝家の日記と比較しながら、賀茂伝奏と下鴨社との関わりを取り上げてみた。
伝奏交替の際には、その情報の伝達過程が確認でき、またそこには、下鴨社の代表として祢宜・祝と並立するような「惣代」の姿が描かれている。田中家が賀茂伝奏と直接関わるのは、この氏人の代表、惣代としてである。

「惣代」は常に祢宜・祝と並び立つ訳ではなく、祢宜・祝のみが伝奏との涉外にあたる場合とそこに惣代が加わって渉外にあたる場合とが見られる。
祢宜・祝のみが渉外にあたるのは、遷宮等の神事において賀茂伝奏が朝廷を代表する様な、公的な場面においてである。

一方、惣代が祢宜・祝と並んで渉外にあたるのは、公的ではなく、比較的伝奏個人に対する様な場合、特に祝儀進上等の金錢的事柄に関わる場面においてである。

この事は、その様な祝儀支出を惣代が担っていた事を示しているのではないだろうか。だからこそ、そういう場において、惣代は祢宜・祝と肩を並べてているのだと思われる。惣代が祝儀金錢等をある程度負担する立場にあるとするならば、惣代を務める家はその負担を果す事ができる家に限られ、田中家歴代が惣代を務めている事と同家の富裕とが関係している点を指摘できるであろう。

註

① 詳しくは、「京都女子大学図書館所蔵『下鴨社家日記』（田中家日記）について」（『史窓』第五五号・京都女子大学史学会）参照。

② 京都市歴史資料館架蔵写真版『鴨脚正彦家文書』所収。
③ 「京都御役所向大概覚書」十一条（『京都御役所向大概覚書』上巻・清文堂出版・一九七三年）。

④ 『賀茂伝奏事始之記』（所功「賀茂伝奏事始」の基礎的研究）史料翻刻・『京都産業大学日本文化研究所紀要』第2号）中には、

一、賀茂下上伝奏者、中納言之上首、但撰其器可被任事。同奉行者、職事之内ニテ可被勤之事。但、故障之筋於有之者、即日可有辞退事。とある。しかし『公卿補任』で見る限り、「中納言之上首」は厳密に守られてゐる訳ではない。就任期間が極めて短い者については、「故障之筋於有之者、即日可有辞退事」とある通り、神社神事に関するには支障のある身となつた場合には、即辞退となるからであろう。

⑤ その経過は『小右記』寛仁元年（一〇一七）十二月一日条に詳しい。

⑥ 例外としては、正月は延宝六年には十四日、延宝七年には十二日に巻数が上げられているので、月末に月次巻数は上げられていない。また東福門院薨去による諒闋に際しては、禁裏以下に月次巻数を上げるのも止めてい

(7) 「田中伊連日記」では「錢巻貫」の表記。

(8) 国学院大学所蔵『賀茂別雷神社座田家文書』マイクロフィルム版(雄松堂書店・一九八五年)リール二一〇二九。

(9) 河崎長実は、古館三徳氏旧蔵文書『鴨県主系譜』(京都市歴史資料館所蔵)では「長嘉」とある。この当時、河崎長起の養子となっているが、実父は田中伊連。後に田中家にもどり、兼頼と改名。その日記は「田中兼頼日記一七八」の八冊が残る。

(10) 「田中兼頼日記六」宝暦五年(一七五五)正月十二日条等。

(11) 賀茂伝奏雜掌への礼錢として鳥目二十疋が進上されている例は「春光日次二」延宝七年十二月十九日条(史料五)等に見られる。

(12) 伝奏交替以外にも奉行からの伝達例は見られる。例えば、「田中兼頼日記五」宝曆四年(一七五四)十月二日条。

一、昨日御奉行日野^(貢技)弁殿へ惣代被召、享保元年以来官位昇進之年月日書付可差出旨ニ付、社中口宣案享保元以来之分、銘々書写可差出旨相

触之、手前も六通書写遣之。

(13) 史料十四の場合は鳥目百疋であった。また『賀茂事始雜事錄』(註⑧)によると、伝奏就任の御祝には「白銀壺一枚」(安永五年・一七七六八月二十五日条)であり、奉行交替の際に「青銅百疋」(同十一月十八日条)である。

(14) 例え、次のような記事がある。「田中頼郷日記二」安永九年三月二十日条

一、伝奏広橋大納^(伊光)熙殿^(領熙)、葉室右中升殿依御所勞御辞退、御替万里小路弁殿被仰出候旨申來ニ付、即刻祝秀長卿・惣代長將^(南大陸)右為此祝万里小路殿亭へ令參候也、伝奏惣代計右之様相届

表2 「田中家日記」にみる伝奏交代記事

交代年月日	賀茂伝奏	記載箇所	文書名
延宝6(1678)8.7	鳥丸光雄→甘露寺方長	同8.12条	田中伊連日記
天明2(1782)2.2	下冷泉為栄→下冷泉為栄	同正.26.2.2条	田中頼郷日記四
天明2(1782)9.4	下冷泉為栄→鷲尾隆建	同9.3.9.4条	田中頼郷日記四
天明2(1782)11.24	鷲尾隆建→鳥丸光祖	同11.19.11.24条	田中頼郷日記四
天明3(1783)10.12	鳥丸光祖→鷲尾隆建	同10.13条	田中頼郷日記七
寛政1(1789)正.28	鷲尾隆建→日野資矩	同正.28条	田中頼郷日記十八
天保13(1842)9.6	清水谷実揖→広橋光成	同9.7条	田中周昭日記二十九
弘化3(1846)正.18	広橋光成→橋本実久	同正.17.正.19条	田中周昭日記三十六
安政4(1857)正.29	橋本実久→中山忠能	同2.1条	田中周義日記十
安政6(1859)2.17	中山忠能→坊城俊克	同2.18条	田中周昭日記六十三
文久2(1862)閏8.17	正親町実徳→正親町実徳	同閏8.18条	田中周義日記十八
元治1(1864)8.9カ	正親町実徳→柳原光愛	同8.8.8.10条	田中周義日記二十二
慶応1(1865)6.11	柳原光愛→六條有容	同6.12条	田中周義日記二十三
慶応3(1867)4.17	六條有容→橋本実麗	同4.17条	田中周義日記二十七

〔典拠〕京都女子大学図書館所蔵『下鴨社家日記』より構成。尚、文書名は『下鴨社家日記』目録(『史窓』第五五号所収)に準ずる。

『下鳴社家日記』にみる賀茂伝奏と下鳴社惣代

表3 社家日記にみる伝奏関連記事

	田中伊連日記 (延宝六年)	鴨社延宝造宮日記 (延宝七年)	鴨社延宝造宮遷宮日記 (延宝七年)	春光日次一註 (延宝六年)	春光日次二註 (延宝七年)	春光日次三 (延宝七年)	造営記 (延宝七年)
造営遷宮関係	正.26・28、 延宝7.正. 14条	正.27、2. 5、4.28条	正.27、2. 5、4.28、 9.17条	正.26・28 ・30、3.22 ~26、5.24 ・28~30、 8.18~21、 9.19~24、 10.2 ・6・8・ 15・16条	正.13~15・ 17・20・ 5・12・ 13、4.24~ 27、5.2・ 9・10、6. 14・21・ 26、7.24・ 26、8.1・ 5・24・ 25、9.1~ 4・10・19 ・21・22・ 26・30条	正.13・14 ・20、5.2 ・27、6.14 ・21、8. 5、9.3・ 4・10・17 ・19・21・ 22・26・ 30、10.4条	正.13・14 ・20・25、 5.2条
検地関係	2.13条(=史料一)						
女院薨去関係	6.17・18 ・20条			6.14~21・ 27、7.27、 8.19条			
月次巻数関係	正.14条			正.14、6. 27、7.27、 2~5・8 ~12月晦日 条	正.12、2~ 12月晦日条		
位階昇叙関係				正.12(=史 料十二)、 12.8~10・ 20・27条 (=史料七 ~十一)	正.11(=史 料十三)、 12.15・16 ・18・19・ 28条(=史 料二~六)		
伝奏交替関係	8.12条(=史料十五)			8.10条(=史料十四)			

〔典拠〕『下鳴社家日記』：田中伊連日記・鴨社延宝造宮日記・鴨社延宝造宮遷宮日記

『鴨脚正彦家文書』：春光日次一～三・造営記（京都市歴史資料館紙焼番号D-34～37に当たる）

註：春光日次一・二については、この表にあげた以外にも賀茂伝奏に関する内容の記事が數ヵ所みられる。